

福島県と県内市町村からの お知らせ

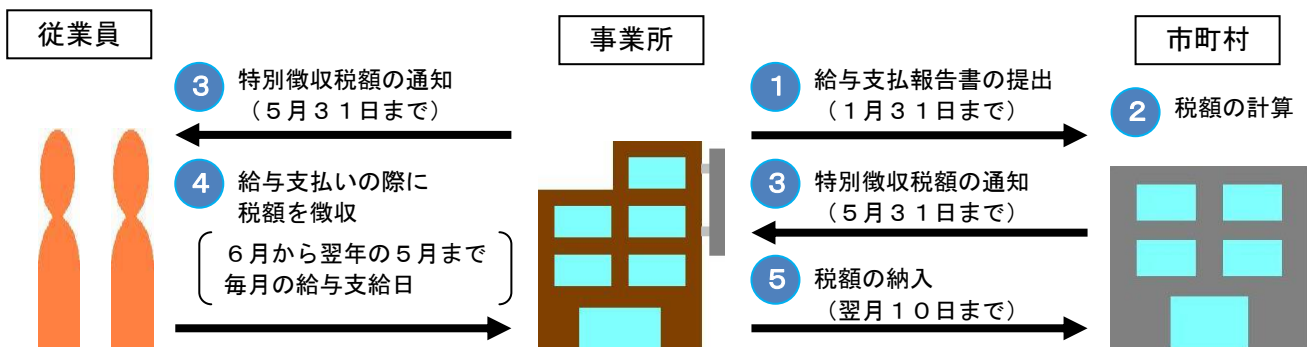
平成28年度から 対象となる事業主の皆様を 個人住民税の特別徴収義務者 として指定します

- 対象は、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）です。
- 特別徴収義務者として指定されると、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）を徴収（差し引き）し、納入していただくことになります。

事業主が行う特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

特別徴収による納税のしくみ



個人住民税の特別徴収



Q1

特別徴収は新しい制度ですか。
なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。

A

地方税法では、従来から所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、当年の4月1日現在給与の支払いを受けている場合には、事業主は特別徴収しなければならないことになっています。

Q2

今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。
これをすることで何かメリットはあるのですか。

A

個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書等に基づいて市町村で行い、従業員ごとの個人住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（差し引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになります。

なお、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。納め忘れにより延滞金がかかる心配もありません。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくてすみます。

Q3

新たに特別徴収を行うには、どのような手続きをすればよいですか。

A

例年どおり1月末までに「給与支払報告書」を御提出いただければ、特に手続きを行わなくても特別徴収に切り替わります。

詳しくは、市町村の住民税担当課にご確認ください。

◎お問い合わせ先

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
郡山市	市民税課	024-924-2081	平田村	税務課	0247-55-3113
須賀川市	税務課	0248-88-9124	浅川町	税務課	0247-36-4122
田村市	税務課	0247-81-2119	古殿町	住民税務課	0247-53-4617
鏡石町	税務町民課	0248-62-2112	三春町	税務課	0247-62-8127
天栄村	税務課	0248-82-2116	小野町	税務課	0247-72-6932
石川町	税務課	0247-26-9117			
玉川村	税務課	0247-57-4622	福島県中地方振興局県税部		024-935-1247

福島県中地区地方税滞納整理推進会議